

# 平成 24 年度 自転車等駐車場利用登録申請要項

## ◆新規（4月1日から利用を希望される方を対象に受け付けます。※抽選のため先着順ではありません。）

- ① 受付期間 平成 23 年 12 月 12 日（月）～平成 24 年 1 月 11 日（水）（必着）
- ② 申請方法 郵送または電子申請とします。  
※ただし、電子申請の受け付けは平成 24 年 1 月 11 日（水）午後 5 時までです。
- ③ 申請書類 ・申請書  
・結果通知用の返信用封筒（切手¥80-貼付・宛先記入のこと）  
※電子申請の方は、結果通知後にご来庁できない方のみ返信用封筒をお送り下さい。
- ④ 抽 選 収容台数を超える希望があった場合、利用者立ち会いのもと抽選により決定します。（当日、会場においてにならなくても差し支えありません。）  
（日時）平成 24 年 2 月 1 日（水） 午前 9：00～  
（会場）7 階 701 会議室  
※抽選結果は決定通知の発送までお知らせできません。
- ⑤ 決定通知の発送 平成 24 年 2 月 20 日（月）ごろ
- ⑥ 使用料納付期限 平成 24 年 3 月 9 日（金）までをお願いします。
- ⑦ 登録証交付期限 平成 24 年 3 月 9 日（金）まで（返信用封筒があれば、郵送も行います。）  
なお、土日・祝祭日及び正午から午後 1 時まででは除きます。

※納付期限内に使用料の納付が確認できない場合、登録証交付期限までに登録証を取りに来ない場合は、権利を放棄したとみなし利用登録ができなくなりますのでご注意ください。また、決定後利用されない場合は、必ず施設管理課までご連絡ください。なお、登録証（シール）の発行は 1 枚です。

## ◆随時（上記の抽選による方法以降、空き状況により先着順で随時受け付けます。）

- ① 受付期間 東口開始 平成 24 年 3 月 15 日（木）～ 午前 7：30～（15 日は東口側駐車場のみ受け付け）  
西口開始 平成 24 年 3 月 16 日（金）～ 午前 7：30～（16 日は西口側駐車場のみ受け付け）  
※東・西口とも受付開始初日の午前 7:30～午前 11:00 までは 7 階 701 会議室で受け付けます。  
なお、市役所正面出入口の開門は午前 7 時 30 分頃からです。また、時間外出入口からの入場はできません。
- ② 申請方法 上記期間以降 4 月末まで 1 階臨時受付場所、以降は 5 階施設管理課で受け付けます。  
（午前 8：30～午後 4:30 まで。ただし、土日・祝祭日及び、正午から午後 1 時までを除く）  
※郵送・電子申請可。ただし受付開始初日は午後 1 時からの受け付けとなります。
- ③ 申請書類 申請書
- ④ 使用料納付期限 即日（郵送・電子申請の方は、決定通知書による。）
- ⑤ 登録証交付期限 即日（郵送・電子申請の方は、決定通知書による。）
- ⑥ キャンセル待ち 希望の駐車場の空きが出るまでのキャンセル待ちもお受けします。  
※ただし、他の駐車場を登録済みの方はキャンセル待ちはできません。

## ☆登録申請のしかた

- ① 登録申請は御一人様 1 通でお願いします。
- ② 登録は、通勤・通学等で常時駅を利用する方が申し込みできます。時々駅周辺を利用される方は、登録の必要のない一時利用自転車駐車場（西第 9 一時、東第 9 一時自転車駐車場）及び民間駐車場をご利用ください。

## ☆年間登録期間・使用料

- ① 1 年 間 平成 24 年 4 月 1 日～平成 25 年 3 月 31 日まで  
※翌年度以降の利用については、翌年度分の申請が必要です（更新はできません）。新年度利用申請の受付開始については、駐車場の看板・貼紙、広報、ホームページでご案内します。
- ② 使用料 下表は 4 月 1 日より利用する場合の料金です。年度途中での申込みは月割りとなります。

車種	区分	一 般	学 生
	自 転 車		20,400
原 動 機 付 自 転 車		25,200	15,120

- ③ 納付方法 1 年間分（平成 25 年 3 月 31 日まで）の使用料を納付してください。（半期毎に分けて納付可）  
※なお、半期毎の納付を希望した方は、利用する月から 9 月 30 日までを前期、10 月 1 日から 3 月 31 日までを後期とし、後期分は 9 月中に納付手続きをしてください。（使用料は上記使用料を前後期に分割。）手続きをされない場合、9 月 30 日で解約となりますのでご注意願います。（手続きの詳細については、9 月 1 号の広報・ホームページでお知らせします。）

- ④ 車 種 自動二輪車は登録できません。原動機付自転車とは排気量 125 cc以下です。  
また、三輪自転車は原付車扱いとなります。東第 2 自転車駐車場 2 階には、三輪自転車・電動自転車・原付車は駐車できません。
- ⑤ 解 約 解約された場合、使用料を還付できます。(解約月の翌月以降分を還付いたします。)
- ⑥ 変 更 登録後の駐車場の変更はできません。一度解約して、新たに手続きをしてください。駐車場内での移動も同様です。

## ☆利用登録が無効になる場合

- ① 一人で複数の申請をした場合及び自転車とバイクの両方を申請した場合。
- ② 記入内容等に不備があると利用登録できません。よくお読みになってから申請してください。
- ③ 原則として駅から直線にして約 700メートル以内の自宅、通学先又は勤務先の方は申し込みできません。

(該当地域)

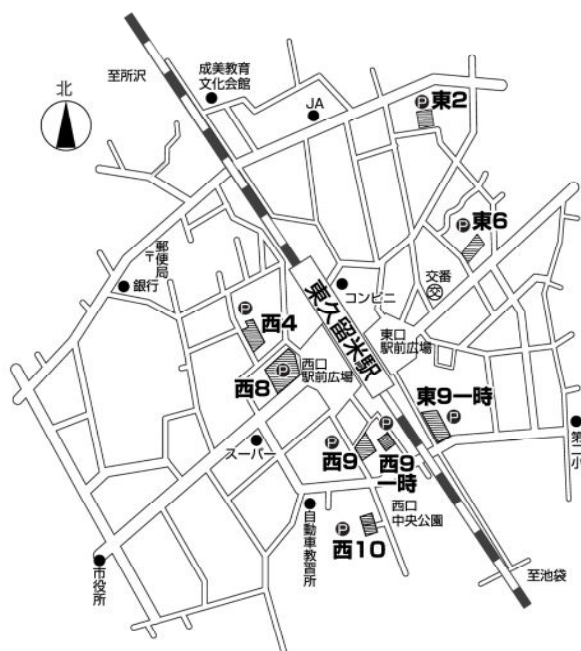
- ★金山町 1 丁目 7 番 ★氷川台 1 丁目 1~12・18~26 番 ★大門町 1 丁目 全域 ★大門町 2 丁目 5~8 番
- ★東本町 全域 ★新川町 1 丁目 全域 ★新川町 2 丁目 1~4・6 番 ★本町 1 丁目 ~3 丁目 全域
- ★本町 4 丁目 1~10・15・16・18~20 番 ★学園町 1 丁目 1 番 (1-1-9 は除く)
- ★浅間町 1 丁目 1・5・6 番 ★浅間町 2 丁目 1 番 ★小山 1 丁目 1~13 番 ★小山 2 丁目 1・10 番
- ★南沢 1 丁目 1~5 番

## ☆自転車駐車場での注意事項

- ① 市は登録自転車の管理をしているのではなく、場所を提供しているものです。盗難や損傷を受けても責任を負いかねますので、ご承知のうえお申し込みいただくと同時に、ご利用の際には防犯登録、記名をして、必ずカギは二重にかけていただく等の管理をお願いします。

※カギのおかけ忘れによるトラブルが増加しております。おかけ忘れのないようご注意ください。

- ② 登録自転車でも指定場所以外に駐車していると、無断駐車として撤去されます。
- ③ 近隣住民の方の迷惑になるような携帯電話による話し声やエンジン音等の騒音行為はしないで下さい。(特に東 2 及び西 10 を利用される方は、ご注意ください。)
- ④ 年度途中において、入出庫の利用時間の制限をする場合がありますので、予めご了承ください。



駐 車 場 名	登 録 可 能 車 種
東第 2 駐車場 (2 階建)	自 転 車 ・ 原 付 車
東 第 6 駐 車 場	自 転 車 ・ 原 付 車
東 第 9 一 時 駐 車 場	※ 一 時 利 用 専 用
西 第 4 駐 車 場	自 転 車 ・ 原 付 車
西 第 8 駐 車 場	自 転 車 の み
西 第 9 駐 車 場	自 転 車 の み
西 第 9 一 時 駐 車 場	※ 一 時 利 用 専 用
西 第 10 駐 車 場	自 転 車 ・ 原 付 車

※ 東第 9 ・ 西第 9 一時駐車場は一時利用専用の駐車場のため、利用登録のお申込みはできません。

★利用登録に関してのお問い合わせは下記にお願いします。

東久留米市都市建設部施設管理課管理調整担当

TEL042-470-7777 内線 2740~2742